

埼 選 管 第 782 号  
令和 5 年 2 月 27 日

各市区町村選挙管理委員会委員長 様

埼玉県選挙管理委員会  
委員長 岡 田 昭 文 (公印省略)

## 統一地方選挙の管理執行について (通知)

本年 4 月に行われる第 20 回統一地方選挙の管理執行については、厳正かつ公平な管理執行を旨とし、緊張感を持って職務に臨み、ひとつひとつの作業を確実に実施するとともに、節目節目において十分に点検を行った上で、下記事項に特に留意し、適正な選挙の管理執行に万全の措置を講じられますようお願いいたします。

特に、これまでの国政選挙や統一地方選挙において、選挙の信頼を揺るがす不祥事件が発生しており、については、平成 30 年 4 月に通知した「選挙の厳正な管理執行の確保について (通知)」の趣旨を踏まえ、改めて選挙の公正の確保という原点に立ち返って、公職選挙法等関係法令の遵守することはもとより、民主主義の根幹をなす選挙への信頼を支えているという自覚を持つよう職員の選挙事務に対する意識を徹底し、選挙の厳正な管理執行については選挙の信頼確保に全力を尽くされるようお願いいたします。

また、感染症対策に関しては、これまでの選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への対応に係る留意事項を参照の上、地域の実情等を踏まえつつ、保健福祉担当部局及び危機管理担当部局と緊密な連携をとり、選挙人の投票機会の確保及び投票における安全・安心の確保に配慮した管理執行を図られますようお願いいたします。なお、職員に感染者が発生した場合においても、適切な管理執行を行える体制を整えていただくようお願いいたします。

さらに、他の地方公共団体の取組も参考に、選挙事務全般について一層の改善、合理化に努めていただくようお願いいたします。

### 記

#### 第 1 選挙人名簿について

##### 1 事前の準備

選挙人名簿については短期間に登録事務を処理しなければならないので、被登録資格を有する者の常時調査及び整理並びに年齢満 17 年に達している者の調査及び整理については、なお一層の配慮をし、脱漏、誤載等の生じないよう周到な準備を進めること。

##### 2 選挙時登録の基準日等

選挙時登録の基準日等については、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令 (令和 4 年政令第 352 号) 第 1 条の規定により次のように定められ

ているので、十分留意すること。

選挙の種類	基準日	登録日
県及び指定都市の議会議員の選挙	3月30日	3月30日
指定都市以外の市の議会議員及び長の選挙	4月15日	4月15日
町村の議会議員及び長の選挙	4月17日	4月17日

ただし、選挙人の年齢の算定基準日については、選挙期日現在とされていること。

この場合において、告示日から選挙期日までの間に満18年に達する者については登録日に登録することになるが、その者に係る住所要件等は告示日の前日（基準日）を基準とするものであること。

これにより登録された者であっても、満18年に達するまでは期日前投票を行うことはできないが、不在者投票を行うことはできるものであること。

なお、選挙人名簿の登録に当たっては、被登録資格について適切に調査する等遺漏のないようにすること。この場合、「選挙人名簿の登録・抹消に係る被登録資格の確認等の取扱いについて」（平成30年3月28日付総行選第20号・総行住第10号）の趣旨を踏まえ、住民基本台帳担当部局と十分に連携を図り、選挙人名簿と住民基本台帳との整合等を図るよう留意すること。

また、住民基本台帳事務処理要領に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧等におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置を受けている者が記載されている選挙人名簿の抄本の閲覧については、「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する厳格な取扱いについて（通知）」（平成29年10月4日付け埼選管第232号）を踏まえ、厳格な運用を行うこと。

## 第2 立候補届出の受理について

- 1 立候補届出の受理に当たっては、立候補受付事務の円滑な処理を行うため、立候補予定者に対する事前の説明等を十分に行い、事前に立候補届出関係書類の点検等を行うこと。

また、告示日当日の立候補受付の際、事前の書類点検を終了したものであっても改めて記載事項や添付書類等を確認の上、受付に当たること。

なお、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第132号）により届出書類の押印義務の見直しが図られており、その実施に当たっては、「公職選挙法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」（令和3年1月5日付け埼選管第279号）で送付した「押印義務の見直し（公職選挙法施行規則の一部を改正する省令）Q&Aの送付について」を踏まえ、適切に対応すること。

- 2 候補者情報の選挙管理委員会ホームページへの掲載

候補者の氏名一覧や選挙公報など、候補者情報については、告示日以後速やかにホームページに掲載し、選挙人への情報提供を行うこと。なお、立候補の届出があった旨の告示及び候補者情報の提供については「候補者の立候補の届出があった旨の告示事項等について（通知）」（令和2年7月22日付け埼選管第93号）、報道機関への情報提供については「衆議院比例代表選出議員選挙における報道関係者に対する候補者情報の提供について」（令和3

年2月4日付け事務連絡)に留意すること。

### 3 候補者の届け出たウェブサイト等のアドレスの周知

各選挙管理委員会においては、届け出られたウェブサイト等のアドレスについて、候補者の立候補届出のあった旨の告示への掲載及び報道機関等への情報提供を行うとともに、候補者情報の選挙管理委員会ホームページへの掲載に際して、当該アドレスの掲載を速やかに行うことにより周知を図ること。

## 第3 投票について

### 1 投票用紙の交付等

- (1) 投票用紙の交付に当たっては、選挙人名簿又はその抄本との対照を確実にを行い、当該選挙の選挙権を有する者であること及び期日前投票等で投票済ではないことを十分確認すること。なお、この点に関し、オンラインによる名簿対照も可能であること。また、特に、投票日当日は、多くの選挙人が投票所に来場することが予想されるが、期日前投票所や共通投票所で投票を行った選挙人が再度投票を行うことがないように、システム上投票済であるかどうかの確認を行うなど、二重投票の防止を徹底すること。
- (2) 県議会議員選挙にあつては、引き続き、県内の他の市町村に住所を有することを証するに足りる文書（引続居住証明書類）を提示、又は住民基本台帳ネットワークシステムを用いた県内に住所を有することの確認を受けなければならないことについて留意すること。

### 2 同時に行われる選挙の投票

#### (1) 投票用紙の区分

投票用紙については、無効投票の減少及び開票事務の促進を図る見地から、選挙ごとにそれぞれ用紙の色を変えること等によって、その区分を明確にすること。

また、視覚障害者自らが投票用紙の種類を識別できるように、点字投票用紙に点字で選挙の種類を表示することについて、積極的に検討すること。その際、点字の表示位置については、投票用紙の右上から右下にかけて表示することとし、表示内容についても、選挙の種類をより正確に表示することが望ましいこと。

なお、県議会議員選挙においては、投票用紙は白色の紙に黒色のインクで印刷しており、点字投票用紙の右上から右下にかけて選挙の種類を表示している。

#### (2) 投票用紙の交付等

事務従事者の思い込みなどにより投票用紙の交付誤りが生ずることのないよう「統一地方選挙における事務ミスの防止について」(令和5年2月17日付け埼選管第749号)を参照の上、投票用紙の交付誤り防止の徹底を図ること。

投票用紙を誤りなく交付するため、投票用紙自動交付機へ投票用紙をセットする際は、投票用紙の色や印刷された選挙名などの違いなどを指差し呼称しながら複数の者により確認するとともに、マニュアル通りのチェック方法が投票所の現場で適切に実施できているのか、チェックを各投票所に任せきりにしていないかなど、改めて点検を行うこと。

投票の順序について選挙人に丁寧に説明するとともに、投票用紙の交付に際しては、投票用紙を別々に交付することとし、誤って別の選挙の投票用紙を交付しないよう、|○色

の○議会議員選挙の投票用紙です。候補者名を記載ください」と投票用紙の色や印刷された選挙名を確認しながら読上げて交付するなど、注意を尽くすこと。また、点字投票を行う選挙人が、投票用紙を取り違えることのないように、当該選挙人に対し投票の種類等について口頭で説明する等の措置をとること。

なお、県議会議員選挙とさいたま市議会議員選挙では、県議会議員選挙の投票を先に行い、さいたま市議会議員選挙の投票を後に行うこと。

- (3) 選挙人が投票所入場券を持参しない場合には、不正防止の見地から本人確認を適切に行うべきであること。この場合、マイナンバーカード、運転免許証等の本人確認書類の提示を求めることや氏名、住所等を確認するなど、本人確認を徹底した上で、投票用紙の交付を行うこと。

また、他人になりすまして投票を行うことは、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第237条に規定する詐偽投票罪の対象となる旨、適切に選挙人に周知すること。

#### (4) 投票の順序等

投票の記載の混同等により無効投票が多発することを防止し、併せて開票事務の迅速化を図るため、投票の順序について選挙人に丁寧に説明するとともに、投票用紙を別々に交付する等適切な措置をとること。

なお、県議会議員選挙とさいたま市議会議員選挙では、県議会議員選挙の投票を先に行い、さいたま市議会議員選挙の投票を後に行うこと。

- (5) 投票記載所、投票箱等の設備について、選挙人がそれぞれの選挙ごとに別々の記載及び投票ができるよう配慮すること。

### 3 投票用紙の管理及び受払い

投票用紙の管理及び受払いについては、特に慎重に取り扱い、不正使用、紛失等の事故が生ずることのないよう、保管者及び保管場所の選定並びに交付簿の整備について十分留意するとともに、保管場所を利用する関係部署等に対しても投票用紙を保管している旨を十分周知するなど適正な管理に努めること。

### 4 投票所入場券

- (1) 投票所入場券については、投票時における選挙人の整理及び確認等の迅速化のほか、投票所の場所及び投票時間の周知等に効果があると考えられるので、これを交付するように努めるとともに、投票を行う選挙人に対して投票所入場券を持参するよう周知すること。

なお、視覚障害者に送付する投票所入場券については、県選挙管理委員会で作成、配布した点字シールを必ず貼付するなど、特段の配慮を行うこと。

- (2) 期日前投票は、選挙期日の告示日の翌日から行うことができるものであるため、選挙人に混乱を来すことのないよう、あらかじめ投票所入場券の発送日時等について郵便局等と十分に調整を行い、投票所入場券が速やかかつ確実に選挙人に交付されるよう努めること。

また、期日前投票の際に提出する宣誓書については、選挙人が事前に記載することができるよう、例えば、投票所入場券の裏面に様式を印刷する、投票所入場券の交付の際に同

封するなど、市区町村において創意工夫し、選挙人の便宜に資するよう努めること。期日前投票の事由に該当する旨の宣誓について、事由のいずれかに該当すると見込まれる旨の宣誓で足りることとされたことに特に留意すること。

- (3) 投票所入場券の交付に当たっては、選挙人への二重送付、送付漏れ又は選挙権のない者に送付することのないよう十分留意すること。
- (4) 投票所又は期日前投票所に投票所入場券を持参しない選挙人に対しては、不正防止の見地から本人確認を的確に行うべきものであること。

## 5 投票所及び期日前投票所

- (1) 投票区については、「投票区の増設等について（通知）」（令和5年2月17日付け埼選管第728号）の趣旨を踏まえ、積極的に対応するとともに、投票所は、選挙人の便宜を考慮して当該投票区の中で最も適切な施設を選定して設けること。

また、投票管理者及び投票立会人の選任要件が緩和されたことから、投票所の維持・確保について、地域の選挙人等の意見を踏まえ厳正に対応すること。

期日前投票所の設置は、「当該市区町村の人口、地勢、交通等の事情を考慮して、期日前投票所の効果的な設置、期日前投票所への交通手段の確保その他の選挙人の投票の便宜のため必要な措置を講ずるものとする」とした、増設に向けての規定（法第48条の2第7項）を踏まえ、また、「期日前投票所の設置促進について」（令和4年12月28日付け埼選管第625号）にて通知したとおり、期日前投票所の設置を促進する観点から、期日前投票所に係る会場借上料及び警備員等派遣委託料について、新たに特別交付税措置を講ずることとしたところであり、地域の実情も考慮しながら、選挙人にとって利便性の高い場所への設置を積極的に検討すること。

期日前投票制度が浸透し、利用者数が増加傾向にあることから、「期日前投票制度の活用について」（令和5年2月17日付け埼選管第706号）を踏まえ、混雑が予想される日時の体制強化などの工夫を検討すること。また、感染症対策の観点から、選挙人の分散を図るため、これまで以上に期日前投票所の増設や移動期日前投票所の活用等について検討すること。なお、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第387号）により、期日前投票及び不在者投票の事由に該当する旨の宣誓について、事由のいずれかに該当すると見込まれる旨の宣誓で足りることとされたことに特に留意すること。

共通投票所の設置についても、令和5年2月17日付け埼選管第705号「共通投票所の積極的な設置について」を踏まえ、地域の実情も考慮しながら、有権者にとって利便性の高い場所に設置されるよう、十分に検討すること。

これらの投票所の設置にあたっては、高齢者や歩行が困難な身体障害者等の便宜のため、エレベーター等昇降設備のない2階以上の室に設けることは避けるよう特に留意すること。

また、投票所において、高齢者や障害者等が利用しやすい駐車場の確保に努めること。その際、投票所を設置した施設に隣接した場所など選挙人の利便性を考慮した場所に設けることにも配慮すること。

- (2) 投票所、共通投票所及び期日前投票所は、投票の秘密や選挙の公正を確保するために必要な場所及び設備を有し、投票所の秩序を適切に保持することができる場合には、駅構内

やショッピングセンター等頻繁に人の往来がある施設においても設置することが可能であるので、当該施設への設置について十分検討の上、積極的に措置すること。なお、この際、「選挙人名簿対照オンラインシステムに利用する回線について」（平成30年12月21日付け埼選管第260号）に示したとおり、無線の専用回線を活用すること等により、増設について検討すること。

(3) 若年層への啓発の観点から、大学等と連携し、改めてその構内における期日前投票所の設置について検討を行うこと。

(4) 投票所までの巡回・送迎バスの運行やバスの無料乗車券の発行など、選挙人に対する投票所への移動支援や、複数の箇所を巡回する自動車を用いた移動期日前投票所の取組については、高齢者など投票所への移動が困難な選挙人などの投票機会の確保の観点から有効な取組と考えられるため、「投票所への移動支援及び移動期日前投票所の取組の積極的な実施について」（令和5年2月17日付け総行管第707号）を踏まえ、積極的に措置を講じること。また、これらの取組に要する経費については特別交付税措置を講じていること。

また、投票所や期日前投票所までの障害者や高齢者の移動については、障害者総合支援法に基づく移動支援や同行援護等又は介護保険法の訪問介護サービスの利用について周知を行うなど、福祉担当部局とも連携をとり、制度の積極的な活用が図られるようにすること。

(5) 投票所、共通投票所及び期日前投票所の設備等については、投票所の設備等に関する留意事項について」（令和5年2月17日付け埼選管第727号）を参照の上、選挙人が利用しやすいものとなるよう、積極的な措置を講じるとともに、その措置が選挙人に分かるように周知すること。

投票所内の設備の配置等については、選挙人にわかりやすくするため、案内図の掲示、順路の明示等適切な措置を講じるとともに、視覚障害者や歩行が困難な身体障害者の誘導等について、十分な配慮を行うこと。

また、別途通知する「障害のある方に配慮した選挙事務の事例について」を参照の上、投票所等における障害のある方に配慮した取組事例について、投票所の事務従事者に周知すること。また、次の点に留意すること。

ア 投票所においては、幅が広く堅固な記載台や記載台への照明灯の設置、車イスや車イス用の投票記載台、点字や拡大文字による候補者名簿、標準点字盤、虫眼鏡、老眼鏡、文鎮などのより投票しやすい設備や備品を準備すること。

イ 投票所を設置した施設の敷地の入口から投票を記載する場所までの間に段差がある場合には、スロープを設置する、常時人的介助が可能な体制をとるなどの適切な措置を講ずること。従前から継続して設置している投票所についても、支障となる段差がないか、設置したスロープの勾配は適正か、必要な場所で人的介助を求めることができ、すぐに職員が対応できる体制となっているかなど、障害者や高齢者の視点に立って改めて点検し、必要な措置を講ずること。

ウ 投票所において、高齢者や障害者等が利用しやすい駐車場の確保に努めること。また、投票所外の設備として、選挙人の投票機会の確保を図る観点からも、駐車場の確保について、施設管理者と相談のうえ、必要な検討をすること。

エ 投票所において、準備している設備や備品の内容、必要とされる選挙人には人的介助

が可能であることについて、障害者や高齢者等の方々に周知すること。また、併せて白書ができない選挙人については、代理（代筆）投票が可能であることについて、周知すること。

- (6) 投票所には、選挙人が同伴する子供（幼児、児童、生徒その他の年齢満18年未満の者）も入ることができることから、投票管理者は、「投票所の設備等に関する留意事項について」（令和5年2月17日付け埼選管第727号）を踏まえ、対応について事前に十分な検討を行うこと。
- (7) 共通投票所については、投票日当日に、すべての投票区の多数の有権者が一時に集中する可能性があることから、共通投票所内の混雑を解消できるよう、対応について事前に十分な検討を行うこと。
- (8) 投票所の開閉時間の繰上げ又は繰下げについては、公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限られているところであり、当該規定の適用に当たっては、選挙の行われる時季や地域の実情等を精査し十分な検討を行った上で、厳正に対応するとともに、必要に応じて十分に選挙人に対し説明するよう努めること。

特に、投票所の開閉時間については、選挙人に混乱が生じないように、投票所入場券や各種広報媒体の活用等により、あらかじめ十分な周知を行うこと。

- (9) 期日前投票の投票時間については、期日前投票の更なる利便性向上に資するよう、地域の実情等を踏まえ、投票時間の延長や有権者の投票が見込まれる時間帯に合わせた投票時間の設定などについて、積極的な検討を行うこと。その際、従前の期日前投票所の開閉時間が変更となる場合をはじめ、投票時間について選挙人に対する説明や周知に努めること。

## 6 投票管理者及び投票立会人の選任

- (1) 投票管理者及び投票立会人については、その確保が難しくなっている地域があること等を踏まえ、選任要件が「選挙権を有する者」に緩和されており、地域の実情やその役割等を踏まえ、その職務を果たすことができる者を適切に選任すること。
- (2) 投票管理者については、1の投票所において2人以上の者が交替してその職務を行う、いわゆる交替制をとることが可能とされているが、交替制をとる場合においては、責任所在の明確化の観点から、これらの者が職務を行うべき時間を告示するとともに、引継書により適切に事務の引継ぎが行われるよう留意すること。
- (3) 投票立会人は、本人の承諾を得て投票所及び共通投票所においては2人以上5人以下、期日前投票所においては2人を選任するものであること。また、投票立会人の選任に当たっては、従来慣例に固執することなく、進んで女性層や青年層からも適宜選任するよう努めること。

## 7 不在者投票

- (1) 不在者投票については、「不在者投票制度の活用について」（令和5年2月17日付け埼選管第708号）を参照の上、選挙期日に投票をすることが困難な選挙人で、不在者投票の事

由に該当すると見込まれる者が一人でも多く投票することができるように配慮すること。  
その際、早めの投票用紙等の交付請求及び投票を促すこと。

- (2) 不在者投票の投票用紙等のオンライン請求の受付について、「マイナポータル「ぴったりサービス」による不在者投票の投票用紙等のオンライン請求の受付の積極的な実施について」（令和3年4月7日付け事務連絡）等を踏まえ、マイナポータルのオンライン申請サービスである「ぴったりサービス」の利用を含め、積極的な実施を検討すること。
- (3) 都道府県の議会の議員及び長の選挙において、異動する前の市町村に3か月以上引き続いて居住していた者が同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移し、当該他の市町村に住所を有してから3か月に満たない場合であっても、当該他の市町村において不在者投票ができることについて周知を図ること。その際、早めの不在者投票用紙等の公布請求及び投票を促すとともに、不在者投票用紙等の交付を請求する際には、引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを証するに足りる文書（引続居住証明書類）の提示、又は住民基本台帳ネットワークシステムを用いた当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を受ける必要があることについても併せて周知すること。
- (4) 不在者投票記載場所を期日前投票所に併設する場合には、それぞれの投票方法が異なるため、不在者投票の方法を事務従事者が正しく理解し、投票所に訪れた選挙人に速やかに伝達するなど、選挙人の混乱を招かないよう十分に留意すること。
- (5) 不在者投票の適正な実施のため、その管理に当たっては、万全を期すること。不在者投票を選挙人の属する市区町村の選挙管理委員会に送致するに当たっては、特定封筒郵便物の交付記録郵便（いわゆるレターパックプラス。以下「レターパックプラス」という。）を使用する等、送致が迅速かつ確実に行われるよう、対応すること。特に、選挙期日に近い時期の不在者投票の送致については、郵便窓口への持参や集荷などの方法により発送ができるよう、事前に郵便局と調整すること。

また、庁内に届いた不在者投票が選挙管理委員会事務局に届かない事態が生じないように、庁内での連携を図るとともに、投票所に送致された不在者投票の投票箱への投函漏れなどの事態が生じないように、各投票所における投票事務の処理について責任体制等を整備すること。

- (6) 公職選挙法第49条第10項の規定により不在者投票管理者は市区町村選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせるなど不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないとされているところであり、不在者投票管理者に対して、不在者投票の公正な実施の確保について、周知徹底を図ること。

特に、指定病院等の不在者投票については、平成25年6月11日配布の「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律等の施行に伴う取扱いについて」を参照の上、指定病院等の不在者投票管理者に対して、市区町村の選挙管理委員会が選定した立会人（外部立会人）を立ち合わせる取組を積極的に進めるよう、文書や説明会等を通じて、助言・指導を徹底すること。

なお、指定病院等の不在者投票管理者に対しては、不在者投票の送致漏れ、同時に行われる選挙に係る投票用紙又は投票用封筒の交付誤り等が生じることのないよう十分指導すること。

- (7) 郵便等による不在者投票の制度の利用に当たっては、あらかじめ郵便等投票証明書の交



付を受けることのほか、代理記載制度の対象となる者については、郵便等投票証明書にその旨の記載を受け、代理記載人となるべき者を届け出ることが必要であることを十分に周知すること。その際に、代理記載における不正行為に罰則の適用がある旨を併せて周知するなど、関係機関とも十分な連絡をとって、郵便等による不在者投票が厳正かつ的確に実施されるよう万全を期すこと。

また、郵便等投票については、選挙の期日前4日までに投票用紙等の交付を請求しなければならない等期日の制約があるので、早めの投票用紙の請求と早めの投票を促し、関係機関とも十分連携をとる等、事務の執行に万全を期すこと。

また、福祉部局とも連携しながら、選挙人本人だけでなく、その家族、ケアマネージャーや介護・福祉関係の施設・団体等、介護・福祉関係者にも制度の周知を十分図ること。

なお、投票用紙等の送致については、レターパックプラスを使用する等、送致が迅速かつ確実に行われるよう、対応すること。

- (8) 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和3年法律第82号）第3条第1項による投票（特例郵便等投票）については、「特定患者等の特例郵便等投票及び濃厚接触者の投票について（通知）」（令和3年6月22日付け埼選管第134号）、「Withコロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直し及び新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しに伴う発生届の対象外である特定患者等の特例郵便等投票等について（通知）」（令和4年10月14日付け埼選管第446-1号）等により通知した事項に留意し、その運用に遺漏のないようにすること。なお、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの見直しが行われた場合の特例郵便等投票の取扱い等については、別途通知するので留意すること。
- (9) 国外における不在者投票制度については、国政選挙のみならず地方選挙も対象となることとあり、特に市町村の選挙においては、不在者投票の期間が短い中で投票用紙等の送致等を行わなければならないこと等にも留意し、その管理執行について遺漏のないようにすること。
- (10) 不在者投票を各投票所へ送るための仕分け作業の省略等市区町村の選挙管理委員会の事務の軽減を図るため指定投票区制度が設けられているので、この制度を採用するに当たっては、その趣旨等を十分に理解の上、その取扱いに過誤のないよう留意すること。
- (11) 投票所の閉鎖後に送致された不在者投票については、その数や遅延の理由を明らかにできるように集計・整理しておくとともに、投開票に関する書類は、当該選挙に係る議会の議員及び長の任期中は保存しなければならないこととなっているので、遺漏のないようにすること。
- (12) 病院、老人ホーム等の不在者投票施設の指定については、「病院、高齢者福祉施設及び障害者支援施設等における不在者投票制度について（通知）」（令和4年10月7日付け埼選管第439-2号）で依頼しているとおり、指定を希望する施設から相談があった際は、制度の説明や県との連絡等について、引き続き配慮すること。

## 8 代理投票

代理投票については、この制度の趣旨、投票方法等を選挙人、投票管理者等に対し周知徹底すること。

代理投票の制度は、秘密投票の原則の例外としての性質を持つものであるので、その手続は法令の定めるところにより、厳正に実施しなければならないものであり、その運用に遺漏のないようにすること。

特に、投票はあくまでも選挙人本人の自由意思に基づいて行われるべきものであることから、投票所の事務に従事する者のうちから定められた補助者2人が選挙人本人の意思を確実に確認した上で、そのうちの一人が選挙人の指示する候補者の氏名等を記載するよう徹底すること。いやしくも、一人の補助者のみで代理投票を行うことなど絶対にないよう留意すること。また、代理投票が認められる選挙人の態様は様々であることから、投票を補助すべき者は、選挙人本人の意思確認に当たり、個々の選挙人の状況に応じてきめ細かく適切に対応することが重要であり、必要に応じて、選挙人の家族や付添人等との間で、候補者の氏名の確認に必要な選挙人本人の意思の確認方法について事前打ち合わせを行うこと等、その意思確認に十分努力すべきものであること。

なお、投票を補助する投票事務従事者以外の者に投票内容が知られないよう投票の秘密に配慮した取組事例等について、「代理投票時における投票の秘密に配慮した取組事例等について（通知）」（平成30年12月21日付け埼選管第250号）を参考にすること。

## 9 点字投票

点字投票については、この制度の趣旨、投票方法等を視覚障害者である選挙人、投票管理者等に対し周知徹底すること。

なお、投票所（期日前投票所、不在者投票記載場所を含む。）には、使いやすい点字版と安定した投票記載台を必ず配備すること。点字版はできれば木製のものが望ましいが、古いものだとかえって使いづらい場合があるので、そのような場合は市販のプラスチック製のものでもかまわない。

また、視力の弱い選挙人の便宜を考慮して、投票所、特に、投票記載台の照明についても十分な配慮を行うこと。

なお、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）により、投票に関する記載に使用することができる点字に、特殊音及びアルファベット等が追加されたことに留意すること。

## 10 投票速報

投票速報については、市区町村の端末と県投・開票速報本部のサーバーをインターネットで結ぶ「埼玉県投・開票オンラインシステム」により、また、市町村選挙については電子メールを使用して行うので、間違いのないよう速報体制の確立を図るとともに、速報要員の確保、速報事務の習熟等についても十分配慮すること。

なお、投票結果の速報に当たっては、期日前投票及び不在者投票の算入漏れや二重計上等のないよう十分注意すること。

## 第4 開票について

### 1 開票事務の再点検

「選挙の厳正な管理執行の確保について（通知）」（平成30年4月23日付け埼選管第11号）

の通知の趣旨を踏まえ、それぞれの開票における体制や個々の作業等について、過誤が発生し得る余地や不正が混入し得る余地がないかどうかという観点から改めて点検を行い、厳正な開票を確保すること。

特に、得票数が0票である場合や得票総数と著しくかい離している場合など、想定しがたい事態が生じた場合には、必ず改めて確認すること。

## 2 開票事務の処理体制等

(1) 選挙人に選挙の結果を速やかに知らせるようにするため、即日開票を実施すること。このため、開票作業に適した開票所の選定のほか、事前の模擬開票の実施を通じて、適切かつ効率的な人員・器具等の配置を検討するとともに、票の分類方法及び計数方法を工夫すること等により、また、他の市区町村における取組も参考にしつつ、開票作業の一層の改善を図ること。

また、あらかじめ票の按分組合せリストや投票の効力判定例等を作成して開票管理者、事務従事者及び開票立会人との開票手順等に係る事前の打ち合わせに際し十分な説明を行うとともに、事務従事者の服装については作業にふさわしいものを選択することや計数機や読取分類機等の導入を促進すること、点字投票の円滑な開票のため点字を判読できるものを配置する等により、公正かつ適正な開票事務及び開票時間の短縮に努めること。

なお、感染症対策の観点から、開票台の増設などの取組のほか、作業中の事務従事者間の距離の確保を図るとともに無理のないタイムスケジュールとするなど、開票事務従事者の体調管理に十分配慮すること。

(2) 同時に行われる選挙の開票にあっては、開票事務の迅速化を図るため、一方の選挙の開票が完全に終了しなくても、適宜、他方の選挙の開票を開始するなど、開票の進捗状況に応じた要員の機動的な配置に留意すること。

## 3 開票所内の秩序保持等

開票管理者は、開票所内の秩序保持に十分留意し、厳正かつ迅速な開票の進行に努めること。特に、候補者の運動員等と開票立会人が連絡を取り合う等の行為によって、開票事務に支障を来すようなことがないように留意すること。

また、開票事務に際しては、開票事務従事者など開票所に入入りし得る者以外の者が開票所内へ入場する、無用な筆記具等を持参する、投票用紙を持ったまま開票台を離れる、ポケットに手を入れる等、選挙人に疑念を抱かせかねない行為や住民の信頼を損なう行為をとることのないよう万全を期すこと。

なお、開票管理者、開票事務従事者等は投票の秘密を侵害した場合には罰則の適用がある旨を十分認識し、特に点字投票に関する秘密の保持に留意すること。

## 4 投票の効力の判定

投票の効力の判定については、迅速かつ的確にその判定をすることができるよう事前に判例及び実例の研究を行うとともに、事前に開票立会人に対して研修、打ち合わせ、開票手順の説明等を行うことにより、開票事務の円滑な処理について協力を求めておくこと。

## 5 開票速報

開票速報については、投票速報と同様、県議会議員選挙については、「埼玉県投・開票オンラインシステム」により、また、市町村選挙については、電子メールを使用して行うが、選挙の結果を選挙人に対して速やかに知らせるため、正確かつ迅速な速報体制の確立を図ること。

また、開票結果の速報に当たっては、投票者数、投票総数、有効投票及び無効投票と投票総数の相関関係等について総合的に点検を行うこと。特に、投票者数と投票総数の不一致については、再度その処理手続の点検を行うこと等によりその原因を調査し、安易に処理することのないよう留意すること。

なお、投票の数を不正に増減する行為には罰則の適用がある旨を十分に認識し、そのような行為が決して行われないよう開票に関わる者に対し周知徹底を図ること。

## 第5 選挙公営について

選挙公営については、義務制、任意制を問わず、選挙人の便宜を十分考慮した上、次の点に留意してその実施に万全を期すること。なお、公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）により、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙公営の対象が市と同様のものに拡大されたことに留意すること。

### 1 ポスター掲示場

(1) ポスター掲示場の設置及び管理については、選挙の期間中に豪雨・強風等も予想されるので、設置場所、方法等をあらかじめ十分検討の上、遺漏のないよう措置するとともに、その管理に万全を期し、倒壊、破損等の事態が生じたときは、速やかにその復旧を図ること。特に、市町村議会議員選挙における任意制ポスター掲示場は規模が大きくなるため、その維持管理には十分留意すること。

なお、設置に当たっては、業者任せにすることなく、必ず職員が指定された場所にポスター掲示場が設置されているか現地確認を行うこと。

また、豪雨・強風等により掲示してあるポスターが毀損した場合には、候補者の手持ちのポスターを再掲示することは差し支えないが、選挙期日に再掲示することは認められないので留意すること。

(2) ポスター掲示場の設置場所の一覧表や図面については、原則として県議会議員選挙においては、電子データでの提供とし、候補者から求められた場合には、紙で提供するなどの便宜を図ること。

また、掲示場までのルート案内が可能なインターネット上の地図情報提供サービスを活用した位置情報提供について積極的に検討すること。

### 2 選挙公報

(1) 選挙公報の印刷誤り、裁断ミス、配布漏れ及び配布期限経過後の配布等がないように注意することはもとより、選挙公報発行事務の迅速化を図り、可能な限り早期に配布を完了するよう努めること。特に、令和元年の法改正により、選挙公報の掲載文の電子データでの提出が可能となっており、選挙公報の電子データでの提出について、候補者等に十分説

明すること。また、視覚障害者の便宜に資するための選挙公報の音声読上げデータについて、その意義や重要性について丁寧に説明した上で、候補者等に提出を依頼すること。選挙公報の配布を業者等に委託する場合には、その配布を確実に行うことができる業者の選定に十分留意するとともに、選定した業者に対しては、改めて制度の趣旨を十分説明の上、確実に配布を行うよう指導すること。

- (2) 特別の事情により新聞折込みによる配布を採用することについて当委員会に届出を行っている市町村の選挙管理委員会（平成12年3月31日以前に新聞折込みによる配布を採用することについて当委員会の承認を得た市町村の選挙管理委員会にあっては、届出を行っているものとみなされる。）にあっては、新聞販売店の販売区域等の状況を十分調査し、新聞未購読世帯に対する措置、配布漏れに備えての補完措置及び各世帯に対する周知方法等地域の実状に応じた対策を十分検討した上で実施すること。

特に、県議会議員選挙に係る選挙公報については、選挙区ごとに異なっていることから、他の選挙区に誤って配布されることが決してないよう、新聞折込業者及び新聞販売店と事前に十分な打ち合わせを行うなど、特設の措置を講じること。

万一、配布漏れや配布誤りが生じた場合には、直ちに配布し直すなど事後の措置に万全を期すとともに、新聞折込みによる配布を行う場合には候補者の選挙運動用ビラの新聞折込みと重ならないよう配慮すること。

- (3) 第2の12 候補者情報の選挙管理委員会ホームページの掲載 及び13 候補者等の届け出たウェブサイト等のアドレスの周知」も踏まえ、選挙人への候補者等情報の提供を行うこと。

- 3 選挙運動用自動車使用、選挙運動用ビラ作成及び選挙運動用ポスター作成に係る各公営費条例により、選挙運動用の自動車の使用の公営並びに選挙運動用ビラ及びポスターの作成の公営を採用している地方公共団体にあっては、事前に候補者等に説明し、事後になって支払いをめぐるトラブルが生じることがないように趣旨の徹底を図ること。

また、選挙公営に係る業者等への支払いについては、特別な事情のない限り速やかに行うよう配慮すること。

#### 4 候補者の氏名等の掲示

- (1) 投票所における候補者の氏名等の掲示については、掲示内容に誤りがないか、複数の者が事前に確認を行う等の方法により、遺漏、誤り等のないよう十分留意することはもちろんのこと、選挙人の見やすいものとなるよう、文字ポイントを大きくするほか、レイアウト等にも十分工夫をするとともに、その破損、汚損等が生じたときは、速やかに再掲示する等万全の措置を講じること。

- (2) 期日前投票所及び不在者投票記載場所における候補者の氏名等の掲示は、告示日の翌日から選挙期日の前日までの間、期日前投票所内又は不在者投票管理者である市区町村の選挙管理委員会の委員長の管理する投票を記載する場所内の適当な箇所に掲示をすることとされているので、遺漏、誤り等のないように特に留意すること。

- (3) 投票所、共通投票所、期日前投票所及び不在者投票記載場所における候補者の氏名等の掲示の順序は、原則として告示日の立候補届出の終了時刻が経過した後に行うくじで定め

る順序によることとされているので留意すること。

- (4) 県議会議員選挙においては、視覚障害者の選挙権行使に配慮するため、点字による氏名等掲示を作成、配布するので、掲載の順序を間違えないよう並べ替えを行った上で、便宜供与を行うこと。また、市町村選挙においても積極的に措置すること。

## 第6 選挙運動及び政治活動について

選挙運動及び政党等の政治活動については、法令の定めるところに従って行われるように、関係当局との連絡を密にするとともに、次の事項に留意すること。なお、公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）により、町村議会議員選挙においてもビラの頒布が可能とされたことに留意すること。

- (1) 違法なポスター等の掲示については、適宜指導、撤去命令等の適切な措置をとること。

なお、選挙運動の期間前に政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために掲示したポスターに氏名等を記載された者が候補者となったときは、法第201条の14の規定により、当該ポスターの掲示者に対して当該ポスターの撤去義務があるので、適切な措置をとること。

- (2) 政党その他の政治団体の確認事務については、「地方選挙における政党その他の政治団体の確認等に関する取扱いについて」（令和5年2月17日付け埼選管第704号）に従い、遺漏のないように措置すること。

## 第7 啓発活動の推進について

- 1 近年、国政選挙及び地方選挙において投票率が低い水準にあり、中でも若い世代の投票率が低くなっていることから、若年層の選挙や政治に対する意識の高揚に努めるとともに、各種広報媒体の効果的な活用を図るほか、明るい選挙推進団体をはじめ関係機関等と緊密な連携をとり、積極的に投票参加の呼びかけを行い、投票率の向上に努めること。

また、明るい選挙を実現するためには、すべての国民が選挙の意義を自覚し、選挙のルールを守り、進んで投票に参加することが必要であり、今回の統一地方選挙においても、きれいな選挙の推進と投票参加の呼び掛けを重点的に行うこと。

とりわけ地方選挙は住民が身近な地方政治に対して意思を表明する最も重要な機会であることから、有権者の政治・選挙への意識の高揚を図る必要があること。

啓発を実施するに際しては、投票方法、投票できる時間、期日前投票や不在者投票の方法など、投票に必要な情報について周知すること。

- 2 選挙人が安心して投票することができるよう、投票所等において実施している感染症対策の内容を十分に周知すること。また、選挙人の分散を図る観点から期日前投票の積極的な呼び掛けを行うほか、投票所等の混雑状況の情報提供に積極的に努めること。また、特例郵便等投票制度について適切に周知すること。

- 3 インターネット等を利用する方法による選挙運動については、一般有権者もウェブサイト等を利用する方法による選挙運動を行うことができるが、電子メールを利用する方法による選挙運動は一般有権者には認められておらず、また、事前運動や18歳未満の者の選挙運動に

についても禁止されており、各選挙管理委員会においては、引き続き、認められている事項や留意すべき事項について、きめ細かな周知啓発を実施すること。

高校生等が、インターネットによる選挙運動の規制に違反したり、選挙運動に携わり法上認められていない報酬の支給を受けたり、あるいは他人の代わりに投票してしまうなど、法等に違反することがないように、必要な周知に努めること。

#### 4 障害者への啓発活動について

- (1) 視覚障害者への候補者情報の提供のため、啓発活動の一環として、選挙公報の情報を音訳したCDや点訳した資料について、個人情報の保護に十分留意した上で福祉関係部局、障害者団体等と連携して、希望者への周知、配布に努めること。また、ホームページ等で配布希望者の申込みを受け付けること。
- (2) 立候補予定者向け説明会等において、視覚に障害のある選挙人の便宜に資するための選挙公報の音声読上げ対応データについて、その意義や重要性について丁寧に説明した上で、提出を依頼すること。また、候補者から提出があった場合は、それをホームページに掲載すること。

#### 第8 選挙執行委託費の経理等について

選挙執行委託費の経理に当たっては、財政状況にかんがみ、必要資材の調達及び選挙の管理執行体制について、従来の慣行にとらわれることなく、合理化の見地から全般的に検討を加え事前に周到な計画を確立して、経費の適切かつ効率的な使用及び速やかな支出に努めるとともに、経理補助簿を作成すること等により経費使用の明確化を図ること。

また、交付される金額の範囲内で費目相互間の調整を図り、執行経費に不足を生じることのないよう特に配慮すること。

#### 第9 その他の事項

- (1) 選挙運動用ビラの頒布のうち、新聞折込みによる方法とは、通常の一般紙における新聞折込みの方法のように、定着した販売網を通じて配布される新聞に折り込む頒布方法であることなど、新聞折込みに関する取扱い等について、あらかじめ候補者に対して十分周知徹底を図ること。
- (2) 投・開票事務に従事する者については、その事務の特殊性にかんがみ、職員でない者については職員の事務を補助する定型的な単純作業にその業務を限定するなど、事務の処理に遺漏のないようにすること。

また、その服務規律については、適切に確保されるよう特に留意すること。